

悪質商法にご用心！

点検商法

「無料」は家に入るための口実

突然訪問を受け「無料で点検する」と言われたので依頼した。「床下の湿気が多いので、柱が腐り、このままでは家が倒壊する。」と言われ不安になり、高額な床下換気扇の契約をしてしまった。

【トラブル回避のポイント】

- ・無防備に玄関を開けない、家に入れない。
- ・その場で契約をせず、相見積もりをとる。
- ・契約を急がせる場合は要注意！

架空請求

身に覚えのない請求は無視！

身に覚えのない利用料の請求メール・はがきが届いた。問合せ先に連絡したら、「すぐ支払わないと強制執行する」などと脅され、怖くなって支払ってしまった。

【トラブル回避のポイント】

- ・自分から問合せ先に確認の連絡をとらない。
- ・身に覚えのない請求は無視する。
- ・支払いをしたり、電子マネーのIDを知らせない。



訪問購入

「査定だけでも」の甘い罠

リサイクル業者から不用品を買い取るという電話勧誘を受け、自宅の不用品を処分したいと思い、査定だけでもと、来訪を了承したら、強引に貴金属やブランド品を買い取られた。

【トラブル回避のポイント】

- ・一人で対応せず、不要な勧誘はきっぱり断る。
- ・貴金属やブランド品をむやみに見せない。
- ・物品をその場で引き渡さない。クーリング・オフ期間中の8日間は拒むことはできます。

ワンクリック詐欺

請求されても慌てない！

インターネットのサイトで無料動画を見ようと、年齢認証ボタンをクリックしたら、突然有料アダルトサイトに「登録完了」となり、利用料金請求画面が表示された。

【トラブル回避のポイント】

- ・不用意にボタンをクリックをしない。
- ・請求は無視する。
- ・慌てて業者に連絡したり、個人情報を入力しない。

こんなトラブルにもご用心！

通信販売で、「初回お試し価格」と、格安な価格になっていたのに注文したところ、2か月後に、何も頼んでいないのに、また同じ商品が届いた。よく確認すると「定期購入コース」の契約だった。

【トラブル回避のポイント】

- ・「お試し」「初回のみ」などの場合、定期購入が契約条件となっていないか、他に条件が付けられていないか確認する。
- ・通信販売では、クーリング・オフ制度はないので、事業者が広告に表示している解約・返品条件に従うことになる。最後まで広告や画面をよく確認する。



消費生活に関することで困ったときは、一人で悩まずお住まいの市町消費生活相談窓口、または三重県消費生活センターへご相談ください。

消費者ホットライン

局番なし ☎ 188へ電話

「消費者ホットライン」に電話をかけると、お住まいの市町消費生活相談窓口、または三重県消費生活センターへつながります。

三重県消費生活センター ☎ 059-228-2212
相談受付時間：平日 9:00~12:00、13:00~16:00
※祝日・振替休日・12月29日~1月3日を除く

